

指名停止の状況

業者名	指名停止の期間	指名停止の理由	要領適用条項
株式会社佐藤渡辺	令和7年1月10日から 令和7年3月9日まで (2か月)	<p>株式会社佐藤渡辺を含む3社は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、株式会社佐藤渡辺の石川営業所長、水谷工業株式会社の従業員及び、株式会社福産建設の専務取締役が、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴され、10月23日郡山簡易裁判所は、3人に対し罰金50万円から40万円の略式命令を行い、11月9日付けで確定した。</p> <p>したがって、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領に基づき、株式会社佐藤渡辺に対し指名停止を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条第1項 ・別表第2第9号